



# 宮 崎 県 公 報

令和元年12月5日(木曜日) 第62号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 4 1, 7 0 0 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正(水産政策課) 1
- ふ化業者の登録(畜産振興課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出(会計課) 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) (商工政策課) 3

頁

- 土地改良区の役員の就退任の届出(農村整備課) 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出( " ) 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分( " ) 4
- 公共測量の実施の通知(管理課) 4
- 都市計画の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課) 5
- 二級建築士試験の合格者の決定(建築住宅課) 5

### 公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則( " ) 5

### 正 誤

- 令和元年9月24日付け県公報(第41号)別冊中( " ) 23

## 告 示

### 宮崎県告示第 567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定によ

り、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。  
令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
おおた薬局	日南市吾田東5丁目2番10号	令和元年10月31日

### 宮崎県告示第 568号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。  
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業(総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。)のうち手操第1種漁業を主として営む漁業  2～4 [略] 5 小型まき網漁業(総トン数10トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。以下同じ。)	北浦加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業(総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。)のうち手操第1種漁業を主として営む漁業及び小型まき網漁業(総トン数10トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。以下同じ。)  2～4 [略]

<p>6 [略]</p> <p>7 小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。)であって1、2及び5に掲げる漁業以外のもの</p>	<p>5 [略]</p> <p>6 小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。)であって1及び2に掲げる漁業以外のもの</p>
[略]	[略]

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第569号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	所在地
宮崎1-1号	令和元年11月22日	株式会社 児湯食鳥	児湯郡川南町大字川南216番地1	株式会社 児湯食鳥 西都工場	西都市大字清水1380番地
				株式会社 児湯食鳥 北郷工場	日南市北郷町北河内字屋野4353番地

宮崎県告示第570号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 八重の平地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字八重ノ平4830番1
2	4840番
3	4847番
4	4805番
5	字水口4803番1
6	4799番2

宮崎県告示第571号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和元年12月5日

変更前		変更後		変更年月日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
西都農業協同組合	西都市大字右松2071番地 西都農業協同組合本所内	西都農業協同組合	西都市大字右松2071番地 西都農業協同組合本所内	令和元年12月2日
	西都市大字南方3317-5 西都農業協同組合穂北支所内		児湯郡西米良村大字村所96-1 西都農業協同組合西米良支所内	
	西都市大字都於郡5609 西都農業協同組合都於郡支所内		西都市大字三納3280 西都農業協同組合三納支所内	
	西都市大字藤田496 西都農業協同組合三財支所内		西都市大字銀鏡685 西都農業協同組合東米良支所内	
	児湯郡西米良村大字村所96-1			

西都農業協 同組合西米 良支所内			
------------------------	--	--	--

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 カリーノ宮崎  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社カリーノ 代表取締役 馬場英治  
 熊本県熊本市中央区安政町1番2号
- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井眞一  
 熊本県熊本市東区平山町3006-2  
 株式会社ラディッシュ 代表取締役 佐藤龍三郎  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号  
 有限会社ミノリ 代表取締役 道休真二  
 宮崎市橋通西二丁目5番28号  
 有限会社一平 代表取締役 村岡浩司  
 宮崎市松山一丁目8番8号  
 山岡博志  
 宮崎市吉村町別府原甲1671番地13  
 エフ・マニース株式会社 代表取締役 関根一徳  
 神奈川県横浜市神奈川区神大寺一丁目22番10号  
 (変更後) ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 塩原礼貴  
 熊本県熊本市中央区安政町1番2号  
 有限会社ミノリ 代表取締役 道休真平  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号  
 株式会社ミノリジョイ 代表取締役 道休真平  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号  
 エフ・マニース株式会社 代表取締役 関根一徳  
 神奈川県横浜市神奈川区二ツ谷町2番地8号  
 株式会社BILLION 代表取締役 馬場俊輔  
 熊本県熊本市中央区安政町1番2号  
 株式会社ラディッシュ 代表取締役 佐藤龍三郎  
 宮崎市中央通1番1号  
 未定
- 4 変更の年月日  
 平成27年6月1日
- 5 変更する理由  
 小売業者の変更のため

- 6 届出年月日  
 令和元年11月22日
  - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
 (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
 (2) 期間  
 令和元年12月5日から令和2年4月6日まで
  - 8 意見書の提出先及び期間  
 (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課  
 (2) 期間  
 令和元年12月5日から令和2年4月6日まで
  - 9 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 令和元年12月5日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 カリーノ宮崎  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社カリーノ 代表取締役 馬場英治  
 熊本県熊本市中央区安政町1番2号
  - 3 変更しようとする事項  
 (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (変更前) 12,356㎡  
 (変更後) 4,514㎡  
 (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 駐車場の位置及び収容台数  
 (変更前) 建物敷地北東側駐車場 186台(駐車場No.1)  
 建物敷地北側立体駐車場 165台(駐車場No.2)  
 合計 351台  
 (変更後) 建物敷地北東側駐車場 205台  
 (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (変更前) 1箇所 建物敷地北東側駐車場東側(駐車場No.1)  
 )  
 2箇所 建物敷地北側立体駐車場東側及び西側(駐車場No.2)  
 (変更後) 1箇所 建物敷地北東側駐車場東側
  - 4 変更の年月日

令和2年7月23日

5 変更する理由  
建物敷地北側立体駐車場を併設施設(オフィス)専用駐車場とするため

6 届出年月日  
令和元年11月22日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間  
令和元年12月5日から令和2年4月6日まで

8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間  
令和元年12月5日から令和2年4月6日まで

9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、俵野土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。  
令和元年12月5日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	児玉優一	延岡市北川町長井6438番地34
理事	横山和美	延岡市北川町長井6637番地
理事	白坂竜馬	延岡市北川町長井6615番地
理事	横山龍児	延岡市北川町長井7016番地1
理事	岡田生子	延岡市北川町長井7318番地27
監事	児玉繁良	延岡市北川町長井6726番地1
監事	児玉剛誠	延岡市北川町長井6727番地

(任期:令和3年5月23日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	夏田滋次	延岡市北川町長井7010番地

理事	横山竜二	延岡市北川町長井6438番地33
理事	白坂竜馬	延岡市北川町長井6615番地
理事	横山盛晶	延岡市北川町長井6643番地
理事	佐藤厚生	延岡市北川町長井7417番地
監事	児玉繁良	延岡市北川町長井6726番地1
監事	児玉剛誠	延岡市北川町長井6727番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、尾八重野土地改良区(えびの市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏名	住所
野口英二	えびの市大字東長江浦888
南濱勝則	えびの市大字東長江浦1652-139
本田英俊	えびの市大字東長江浦1676-797
山田尚幸	えびの市大字東長江浦1676-374
松形哲至	えびの市大字東長江浦1676-790
奥松文雄	えびの市大字東長江浦1652-24

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、吉野地区2換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る換地処分をした。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、児湯農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類  
公共測量(数値撮影、数値図化)
- 作業地域  
児湯郡川南町大字川南
- 作業期間  
令和元年11月18日から令和2年1月23日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第3条第1項の規定に準じて、宮崎広域都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 開催の日時及び場所

##### (1) 日時

令和元年12月23日午前9時

##### (2) 場所

宮崎県庁附属棟3階303号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

#### 2 都市計画の変更の案の概要

宮崎広域都市計画区域に係る都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

#### 3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、令和元年12月5日から令和元年12月18日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

#### 4 その他

##### (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課

##### (2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和元年12月5日から令和元年12月18日まで

##### (3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により実施した令和元年二級建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

令和元年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

二級建築士(合格者21名)

合格番号	受験番号
R01-1	8F-10048R

R01-2	8F-10101M
R01-3	8F-10205L
R01-4	8F-10233L
R01-5	8F-10247L
R01-6	8F-10248M
R01-7	8F-10266Y
R01-8	8F-10347N
R01-9	8F-10575K
R01-10	8F-10647M
R01-11	8F-10661M
R01-12	8F-10675M
R01-13	8F-10702L
R01-14	8F-10728Y
R01-15	8F-20001P
R01-16	8F-20008P
R01-17	8F-20045Y
R01-18	8F-20188M
R01-19	8F-20342M
R01-20	8F-20353Y
R01-21	8F-20408R

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月5日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

### 宮崎県公安委員会規則第5号

#### 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第40号を次のように改める。

様式第40号(第43条関係)

警察署用

(1枚目)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登録申請書  
登録更新

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の  
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)  
(名称)  
(代表者の氏名)

印

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話( ) -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他( )
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

証紙貼付欄	
-------	--

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。  
2 証紙貼付欄には、手数料(宮崎県収入証紙)を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号(第43条関係)

本部用

(2枚目表)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録 申 請 書  
登録更新

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の  
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

印

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 ( ) -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2縦上)	
<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料		

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号(第43条関係)

(2枚目裏)

誓約書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人
- 二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)



用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号(第46条関係)

警察署用

(1枚目)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

## 駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

㊟

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 — 都道府県		
		電 話 ( )	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名			性 別 男・女
	生年月日	年	月	日生
	勤務先その 他の連絡先	電 話 ( )	—	
	受 講 希 望 年 月 日			

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載要領等
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 写真は2枚目に貼付すること。
  - 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号 (第46条関係)

本部用

(2枚目表)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

㊞

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生		
	勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー	写 真 (縦 3.0cm × 横 2.4cm)	
受講希望 年 月 日				

実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (修了考査) ( 年 月 日)	※ 修了考査の結果	合 ・ 否
	※受講場所			
	※受講番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0センチメートル、横の長さ 2.4センチメートルのものとする。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号(第46条関係)

(2枚目裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第42号を次のように改める。

様式第42号(第47条、第48条関係)

本部用

(1枚目)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
証 明 書	勤 務 先	電 話 ( ) ー		
	証 明 番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
再交付を申請する事由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
  - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第42号(第47条、第48条関係)

警察署用

(2枚目)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

## 駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
証 明 書	勤 務 先	電 話 ( ) ー		
	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する事由				

記載要領 ※印欄には、記載しないこと。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第43号を次のように改める。

様式第43号(第48条関係)

本都用

(1枚目)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定年月日	年 月 日
※認定書番号	

認定申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 ( ) ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏名		性別 男・女	写真 (縦 3.0cm× 横 2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先	電話 ( ) ー			

実	※認定検査日	年 月 日	※認定検査の結果	合 ・ 否
施	※受験場所			
	※受験番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
  - 確認事務の委託等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
  - 手数料(宮崎県収入証紙)を2枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第43号(第48条関係)

警察署用

(2枚目)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名	-----	性 別	男・女
	生年月日	年 月 日	日生	
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー			

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第44号を次のように改める。

様式第44号 (第49条関係)

警察署用

(1枚目)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生		
証 明 書	勤務先その 他の連絡先	電話 ( ) ー		
	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

証紙貼付欄	
-------	--

- 記載事項
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
  - 2 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。
  - 3 2枚目に写真を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第44号(第49条関係)

本部用

(2枚目表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

## 駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年	月	日生
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー			写 真 (縦 3.0cm ×横 2.4cm)
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年	月	日

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| ※添付書類 | <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書   |
|       | <input type="checkbox"/> 住民票の写し       |
|       | <input type="checkbox"/> 診断書          |
|       | <input type="checkbox"/> 誓約書          |
|       | <input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付) |

- 記載事項
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号(第49条関係)

(2枚目裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第45号を次のように改める。

様式第45号(第51条関係)

本部用

(1枚目)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

## 駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 ( ) ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏名		性別 男・女	写 真 (縦 3.0cm ×横 2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
	勤務先その 他の連絡先	電話 ( ) ー		
資格者証 番号				
交付年月日	年 月 日			
書換え交付を 申請する事由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
  - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 2枚目に、手数料(宮崎県収入証紙)を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第45号(第51条関係)

警察署用

(2枚目)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏名	性 別	男・女	
	生年月日	年	月	日生
勤務先その 他の連絡先	電話 ( ) ー			
資格者証 番号				
証 書 番 号	交付年月日	年	月	日
証 紙 貼 付 欄				

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第46号を次のように改める。

様式第46号(第51条関係)

本 部 用

(1枚目)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

## 駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 — 都道府県		
		電 話 ( ) — (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	写 真 (縦 3.0cm ×横 2.4cm)
	氏 名		男・女	
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先	電 話 ( ) —			
資 格 者 証 番 号				
証 番 号	交付年月日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
  - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 2枚目に、手数料(宮崎県収入証紙)を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第46号 (第51条関係)

警察署用

(2枚目)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦 3.0cm ×横 2.4cm)	
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー			
資 格 者 証 番 号				
証 紙 貼 付 欄	交 付 年 月 日	年 月 日		

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

**正 誤**

令和元年9月24日付け県公報(第41号)別冊中

ページ	行	誤	正
6	表中	佐土原町東上那珂字 堂ヶ迫 16079番4	佐土原町東上那珂字 堂ヶ迫 16079番41

--	--